

令和5年  
岡崎市議会福祉病院常任委員会記録

令和5年3月9日（木曜日）

本日の出席委員（9名）

委員長	加藤義幸
副委員長	佐藤哲朗
委員	中根善明
同	酒井正一
同	野島さつき
同	野々山雄一郎
同	杉山智騎
同	井村伸幸
同	築瀬太

ふくし相談課長	齊藤哲也
長寿課長	中根かおり
介護保険課長	坂田勝彦
国保年金課長	堤谷文雄
医療助成室長	嶋下成賢
保健企画課長	太田光之
保健衛生課長	加藤直之
健康増進課長	青山政美
動物総合センター所長	大山弘子
看護専門学校事務長	若山淳

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

柳賢一
鈴木雅子
廣重敦
土谷直樹
近藤敏浩
青山晃子
原紀彦
磯部亮次
鈴木静男
畑尻宣長

職務のため出席した者

議会事務局長	近藤秀行
議会事務局次長 兼議事課長	青木善信
議事課副課長	畔柳康弘
議事課 議事係係長	近藤景介
議事課主査	伊藤雅典
総務課主事	松坂恒輝
議事課主事	山崎元宝

説明のため出席した者

副市長	清水康則
福祉部長	小河敬臣
保健部長	神尾清成
保健所長	片岡博喜
市民病院 事務局長	伊奈秀樹
福祉部次長 兼地域福祉課長	阿部田洋
福祉部次長 兼障がい福祉課長	青山潤子
保健部次長 兼保健予防課長	中根敏裕

午前9時30分開会

○委員長（加藤義幸） 出席委員が定足数に達していますので、ただいまから福祉病院委員会を開会します。

○委員長（加藤義幸） 本日の議題は、3月2日の本会議で本委員会に付託された議案1件及び送付された陳情1件の審査です。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第1号の1「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」を議題とします。

本件について、御意見の陳述をお願いします。

酒井委員。

○委員（酒井正一） ただいま議題となっております陳情第1号の1「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」、自民清風会の意見を申し上げます。

新型コロナワクチン接種に限らず、予防接種においては、被接種者がリスクとベネフィットを総合的に勘案して接種の判断をできるように、副反応を疑う事例の収集や専門家による評価及び接種の有効性や安全性、副反応のリスクや副反応を防止するための注意事項等の情報を提供することは重要と考えます。

新型コロナワクチン接種においては、これらの科学的知見に関する情報提供を担う国が示している副反応について、接種後の心筋炎・心膜炎も含めた最新の情報などを市のホームページなどにより、市民の皆様にお知らせしています。

今後こうした取組をしっかりと継続していただくことが重要と考えます。

○委員長（加藤義幸） 杉山委員。

○委員（杉山智騎） ただいま議題となっております陳情「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」、チャレンジ岡崎の意見を申し上げます。

新型コロナワクチン接種後の副反応に関しまし

ては、厚生労働省での調査、検討などを行っている状態です。また、情報の統一性や迅速性を考えると現状行っている厚生労働省へのリンクを市のホームページに貼るといったことがベストだと考えます。

今後も国の動向を注視して、市民には国の情報を分かりやすく広報する方法を引き続き行う必要があると考えます。

以上です。

○委員長（加藤義幸） 野島委員。

○委員（野島さつき） ただいま議題となっております陳情第1号の1「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」、公明党の意見を申し上げます。

ワクチンの接種による副反応については、国に報告することとなっております。情報は日々変わりますので、引き続き厚生労働省のホームページで最新の情報を確認し、本市のホームページにも掲載をしております。

岡崎市民病院の小児の心筋炎・心膜炎に関する症例報告論文では、サンプル数も少なく、通常では問題にならない症例も含まれており、あくまでも推定値であり、これをもって厚生労働省の数値が著しく低く、患者の多くが見逃されているとは言い難いものと考えます。

心筋炎・心膜炎は重大な疾患であるため、今後も国において調査、研究の結果に基づいた最新の情報を掲示されるものと考えます。

以上です。

○委員長（加藤義幸） 中根委員。

○委員（中根善明） ただいま議題となっております陳情第1号の1「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」、日本共産党岡崎市議団の意見を述べます。

コロナ後遺症については、我が党としても治療、研究、患者への生活支援を行うこと、ワクチン接種後に起こっている有害事象について、原因の徹底究明と幅広い補償、救済を求めることを掲げて

おります。

党市議団からも、岡崎市に対して、情報が取りやすいようにホームページに関連する情報の掲載をお願いしており、岡崎市のワクチン接種のホームページには厚労省などのリンクも貼られております。陳情にあります心筋炎・心膜炎に関しても、厚生労働省のリンクがあります。また、これ以外にも様々な大学や学会などが心筋炎・心膜炎の発生する可能性を発表しており、発症率の数字は様々です。

重要なのは、心筋炎・心膜炎になる可能性があることをどの研究でもうたっていることから、厚生労働省のホームページも含めて、発生する可能性については注意喚起をしているのが現状だと考えます。岡崎市の責任で研究結果を発表することは難しく、今ある様々な研究結果を市民の皆さんに知ってもらい、接種をするかどうかを判断してもらうことが重要だと考えます。

以上です。

○委員長（加藤義幸） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤哲朗） それでは、ただいま議題となっております陳情第1号の1「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」、福祉病院委員会付託分に対して、民政クラブの意見を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、副反応として痛みや発熱などの症状や、ごくまれに心筋炎・心膜炎を疑う事例が報告されています。一方で、新型コロナウイルスに感染した場合のリスクに鑑みれば、医学的な見地からもワクチンの接種は有効であるとも言われています。その上で、新型コロナウイルスワクチンの小児への接種は努力義務とされており、保護者と本人が納得した上で接種を判断し、保護者立会いの下で接種することとされています。

岡崎市としても、ホームページにて、接種は強制ではなく努力義務であること、また、ワクチンの発症予防効果や副反応についても説明をされており、さらなる詳細な情報を入手するための手だ

てとして、厚生労働省のホームページにアクセスし、多くの情報を得ることができる状況にもあります。また、医療施設においては、ワクチン接種の有無に限らず、患者の方々の状況の把握に努めているとも受け止めています。

こういった状況から、陳情内容にある情報の開示と注意喚起については、十分に対応できているものと考えます。

以上です。

○委員長（加藤義幸） 御意見の陳述は終わりました。

ただいま審査した陳情第1号の1は、意見を付して議長に報告したいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（加藤義幸） 御異議はなしと認めます。

よって、そのように決定しました。

暫時、休憩いたします。

午前9時36分休憩

午後2時45分再開

○委員長（加藤義幸） それでは福祉病院委員会を再開します。

議案の審査を行います。

なお、議案の審査における説明は本会議で終わっていますので、これより質疑を行います。

あらかじめ、執行部の皆様をお願いします。発言をする際は、必ず発言要求ボタンを押し、挙手をしてから職名を申し出てくださいませよう御協力をお願いします。

第8号議案「岡崎市国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について御質疑はありませんか。

野々山委員。

○委員（野々山雄一郎） 第8号議案、岡崎市国民健康保険条例議案の71ページから1点質問いたします。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正の中で、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を2万円引き上げ22万円に、また保険料の軽減措置について、

軽減判定所得が拡大されることになるが、被保険者にどのような影響があるのか、お聞かせください。

○委員長（加藤義幸） 国保年金課長。

○国保年金課長（堤谷文雄） 限度額の引上げにより、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重いとされる中間所得者層の負担上昇が緩和されます。限度額の引上げについては、令和4年度の料率算定時点での状態で限度額を引き上げたものとして試算をしたところ、モデルケースとして、2人世帯、2人とも40歳未満の医療分と後期分の該当の場合、給与収入がおおよそ1,225万円で限度額に達し、給与収入がおおよそ1,000万円以下の世帯で保険料が引き下がることとなります。

軽減判定所得の改定については、令和4年度の料率算定時の状態に軽減が拡大したのとして試算し、比較してみますと、2人世帯、2人とも40歳未満の医療分と後期分が該当の場合では、総所得が147万円より大きく150万円以下である該当世帯は、改定前では軽減対象から外れておりましたが、本改定により、新たに2割軽減の対象となっておりまいます。また、総所得が100万円より大きく101万円以下の世帯においては、改定前は2割軽減となっておりましたが、本改定後は5割軽減の対象となっておりまいます。

以上でございます。

○委員長（加藤義幸） 井村委員。

○委員（井村伸幸） それでは、私からも質問させていただきます。ちょっと基本に帰らせていただきたいのですが、今回の条例改正の起点となった健康保険法施行令等の一部改正、そして国民健康保険法施行令の一部改正の基本的な考え方について、まずはお聞かせください。

○委員長（加藤義幸） 国保年金課長。

○国保年金課長（堤谷文雄） 健康保険法施行令の一部改正については、妊産婦の経済的負担軽減のため、出産育児一時金の支給額を8万円引き上げるものでございます。健康保険法の一部改正につきましては、限度額の引上げにより高所得者層

にも応分の負担を求め、負担感が重いとされる中間所得者層の負担上昇の緩和を図るものでございまして、段階的に引き上げるものでございます。

また、軽減判定所得の見直しについては、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直すものでございます。

以上でございます。

○委員長（加藤義幸） 井村委員。

○委員（井村伸幸） それでは、今回の改正で、本市の裁量で何か決めたことがあるのであればお聞かせください。

○委員長（加藤義幸） 国保年金課長。

○国保年金課長（堤谷文雄） 第40条第3項関係、保険料の減免申請期間については、本市の裁量により改正をお願いするものでございます。これは、市民税非課税減免、障がい・寡婦の減免、長期療養減免、所得減少減免に係る保険料の減免申請期間につきまして、12月27日までとなっている期限を翌年の3月31日まで延長するもので、窓口や電話で市民の方からの御要望もございまして、近隣市町等の減免申請期間の状況を調査し、考慮した上で今回申請期間を延長するものとしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（加藤義幸） 中根委員。

○委員（中根善明） 現状の出産育児一時金の財源がどのようになっているのか、まずお聞かせください。

○委員長（加藤義幸） 国保年金課長。

○国保年金課長（堤谷文雄） 現在の出産育児一時金の財源は、一般会計繰入金 $\frac{2}{3}$ 、残りの $\frac{1}{3}$ については、保険料にて御負担をいただいております。

以上でございます。

○委員長（加藤義幸） 中根委員。

○委員（中根善明） 2年間の経過措置の後に、出産育児一時金の財源を後期高齢者医療制度から充てるということが国会で議論になっておりますが、本市の来年度の国からの補助の状況をお聞か

してください。

○委員長（加藤義幸） 国保年金課長。

○国保年金課長（堤谷文雄） 令和5年度の増額分8万円についての財源構成は、基本的には同じ割合となりますが、令和5年度に限りまして、被保険者の皆様に御負担いただく3分の1の部分の一部について、国により財政支援が行われます。

国からの財政支援につきましては、1件当たり5,000円、令和5年度予算では、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金といたしまして250件、125万円を予算計上しております。

以上でございます。

○委員長（加藤義幸） 御質疑は終わりました。

本件について、賛否の御意見の陳述をお願いします。

野々山委員。

○委員（野々山雄一郎） 第8号議案「岡崎市国民健康保険条例の一部改正について」、自民清風会の意見を申し上げます。

今回の保険料賦課限度額の引上げは、高所得者層にはより多く負担いただくこととなりますが、判定所得を改め軽減措置の拡大によって中間所得者層に配慮した保険料の設定となりました。

また、出産一時金支給額の引上げは政府が推進する少子化対策の一つで、過去最大の引上げとなるもので、現在の出産費用に対応するものとして評価します。保険料の減免申請受付期間を3月31日まで延長する内容も現実的な改正内容です。

今後、医療・介護ニーズが増加し、生産年齢人口が減少していくため、社会保障制度の基盤強化と持続性確保のために、給付と負担の見直しにとどまらない総合的な社会保障改革が求められています。

例えば、データヘルス計画の推進による効率的・効果的な事業運営、またフレイル予防・介護予防施策の充実などが考えられます。特に健康寿命の延伸、フレイル予防施策、保健事業と介護予防の一体化の実施など、関係各課が今以上に連携し、できる取組はさらに推進すべきと意見申し上げます。

○委員長（加藤義幸） 野島委員。

○委員（野島さつき） ただいま議題となっております第8号議案「岡崎市国民健康保険条例の一部改正について」、公明党の意見を申し上げます。

今回の改正は、出産育児一時金の支給額及び保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減対象を拡大し、保険料の賦課の適正を図るものであります。また、保険料の減免申請期間が翌年の3月31日まで延長もされます。

中でも出産育児一時金の額につきましては、前回の引上げ時は、公的病院の平均出産費用を勘案し設定をされました。しかし、出産費用はここ10年、毎年平均で1.4%上昇しており、令和4年度の全施設の平均出産費用を48万円と推計し、産科医療補償制度の掛金と合わせ、令和5年4月からは全国一律で50万円に改正することになりました。実態に即した支給額になったと評価し、賛成の意見といたします。

以上です。

○委員長（加藤義幸） 中根委員。

○委員（中根善明） ただいま議題となっております第8号議案「岡崎市国民健康保険条例の一部改正について」、日本共産党岡崎市議団の意見を述べます。

今回の改正で、保険料の減免申請期間を翌年3月31日まで延長することや法改正による未就学児童の均等割の軽減は、党市議団も長年要望してきたことで歓迎します。

出産育児一時金については、厚労省が提出した調査結果によれば、出産費用の全国平均はここ10年間で6万円近く上昇しております。公的病院の平均でも45万5,000円に上り、私的病院では50万円にもなります。

帝王切開など出産時の医療的処置が必要になったり、個室を利用したりした場合には、さらに高額になる可能性があります。妊娠後は妊婦健診でも高額の自己負担が発生します。出産費用が比較的安い公的病院で見ても、33都府県で費用が一時金の本人分支給額を上回っていました。

今回の条例改正により、妊婦の出産費用の負担は軽減できる点から賛成はしますが、来年度から国からの財政支援は1人当たり5,000円しかありません。また、国会での日本共産党高橋千鶴子衆議院議員の質疑に対して、出産育児一時金の財源が後期高齢者医療制度からも拠出することになり、2年間の経過措置の後には、後期高齢者の負担が2倍になるという答弁もされております。財源の付け替えではなく、大企業や富裕層に応分の負担をしてもらうように国に求めることを意見として付しておきます。

以上です。

○委員長（加藤義幸） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤哲朗） それでは、ただいま議題となっております第8号議案「岡崎市国民健康保険条例の一部改正について」、民政クラブの意見を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部改正に準じ、国民健康保険法施行令の一部改正等に伴ったものであり、納得性のあるものと受け止めています。

条例の改正に当たり、手続の際に間違いが発生しないように注意するとともに、対象となる方が混乱しないよう、十分な周知と丁寧な対応に努めていただくようお願いをしておきます。

以上を申し上げ、民政クラブ、賛成の意見といたします。

○委員長（加藤義幸） 御意見の陳述は終わりました。

これより採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題の第8号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤義幸） 挙手全員。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案及び送付された陳情の審査は終了しました。

---

○委員長（加藤義幸） 次に、閉会中継続調査事件の申出についてを議題とします。

お諮りします。

本委員会の所管事項のうち、お手元に配付の件について、委員会として閉会中も継続して調査したい旨の申出をしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（加藤義幸） 御異議はなしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

福祉病院委員会閉会中継続調査申出事件

- 1 社会福祉について
- 2 介護保険について
- 3 国民健康保険及び国民年金について
- 4 保健衛生について
- 5 市民病院について
- 6 陳情の審査について

---

○委員長（加藤義幸） 清水副市長から発言の申出があります。

清水副市長。

○副市長（清水康則） それでは、お時間をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、午前中からの予算決算委員会分科会に引き続き、大変熱心な御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本委員会に付託されました第8号議案につきまして、可決すべきものと決定をしていただき、厚くお礼を申し上げたいと思います。

審議の過程で賜りました御意見、御指摘等につきましては、今後の事務事業執行に際し十分参考にさせていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

○委員長（加藤義幸） お諮りします。

委員会条例第38条による条項、字句、数字、その他の整理及び第39条による委員会報告書の作成は、委員長に委任されたいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(加藤義幸) 御異議はなしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理及び  
委員会報告書の作成は、委員長に委任されました。

本日審査すべき事件は全て終了しました。

委員並びに副市長をはじめ関係職員の御協力あ  
りがとうございました。

これにて福祉病院委員会を閉会します。

午後2時58分閉会

岡崎市議会委員会条例第72条の規定により、こ  
こに記名押印する。

委員長 加藤義幸